

	1 級（重度障害）	2 級（中度障害）
視力障害	<p>1. 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 両目の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ● 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ● ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/二視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ● 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの 	<p>1. 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ● 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ● ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/二視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ● 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
聴覚障害	<p>2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの</p>	<p>2. 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの</p>
平衡機能障害		<p>3. 平衡機能に著しい障害を有するもの</p>
そしゃく機能障害		<p>4. そしゃくの機能を欠くもの</p>
音声言語障害		<p>5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p>
上肢障害	<p>3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4. 両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>5. 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p>	<p>6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9. 一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>10. 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p>
下肢障害	<p>6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7. 両下肢を足関節以上で欠くもの</p>	<p>11. 両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>13. 一下肢を足関節以上で欠くもの</p>
体幹機能障害	<p>8. 体幹の機能に座つていてできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p>	<p>14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p>
その他（内部疾患等）	<p>9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p>	<p>15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活に著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p>
知的精神障害	<p>10. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>	<p>16. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
重複障害	<p>11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>	<p>17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>